

 JWRC 水道ホットニュース	(公財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-8-1 虎ノ門電気ビル 2 F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp
---	---

EU 飲料水指令の大幅改正について (2018 年 2 月 1 日採択)

(はじめに)

欧州連合 (EU) の飲料水指令 (Drinking Water Directive) は、正式名称を「人の消費を目的とした水の質に関する 1998 年 11 月 3 日付け理事会指令 98/83/EC (Council Directive 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption)」と言い、水の健全性及び清浄さを確保することにより、人の消費を目的とした水 (飲料水) の汚染による悪影響から人の健康を保護することを目的としています。

一方、2017 年欧州委員会作業計画には、全体的な飲料水指令の見直し及びそれに伴う「影響分析 (Impact Assessment)」が含まれ、準備作業が進められていたところです。

(参考)

水道ホットニュース第 558 号 (平成 29 年 4 月 7 日)

EU 飲料水指令の改正に関する動向について—調査開始時影響分析— (その 1)

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews558.pdf>

水道ホットニュース第 559 号 (平成 29 年 4 月 14 日)

EU 飲料水指令の改正に関する動向について—調査開始時影響分析— (その 2)

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews559.pdf>

2018 年 2 月 1 日、欧州委員会 (European Commission) は EU 飲料水指令の改正案を採択しました。そこで、改正飲料水指令 (2018 年 2 月 1 日採択) の概要を紹介することとします。なお、翻訳に間違い等がありましたらご容赦いただくとともに、出典を確認していただくようお願いします。

(出典 1) Review of the drinking water directive

http://ec.europa.eu/environment/water/water-drink/review_en.html

(出典 2) Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the quality of water intended for human consumption (recast)

<http://eur-lex.europa.eu/legal->

[content/EN/TXT/?qid=1519210589057&uri=CELEX:52017PC0753](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1519210589057&uri=CELEX:52017PC0753)

1. EU 飲料水指令の改正について

欧州委員会は、2018年2月1日、飲料水の水質を改善するとともに市民に対する情報提供をさらに進めるため、飲料水指令の改正案を採択した。20年ぶりとなる飲料水指令の改正は、飲料水指令の規制適正化プログラム（REFIT：Regulatory Fitness and Performance Program）による評価の結果として、また、欧州市民イニシアチブ「Right to Water」に対する欧州委員会の対応を実行するものとして、そして、持続可能な開発目標の実現に貢献するものとして、提案された。

主な改正項目

- ・世界保健機関（WHO）の最近の勧告に沿って現在の安全基準を更新するとともに我々の水が今後何十年も安全に使用できるようにする。
- ・当局が水道に対するリスクや汚染者に対してよりよく対応することを可能にする。
- ・水道事業者の効率性及び有効性に関するより多くの情報及び監視を消費者に付与することにより、消費者に権限を持たせる。
- ・循環経済への移行に寄与する。EU加盟国は、資源効率的かつ持続可能な方法で飲料水を管理することにより、エネルギーの使用及び水の損失を減らすことができる。また、蛇口の水への信頼性を高め、飲料水を使用しやすくするとともに使用を促進することに伴い、ペットボトルの数の削減に役立つ。
- ・飲料水指令の改正は、欧州市民イニシアチブ「Right2Water」への直接の回答である。欧州委員会は、飲料水指令の改善の必要性と達成方法を査定するため、飲料水指令を評価するとともに飲料水の水質に関するEU全域の意見聴取を開始することを約束した。このコンサルテーション後、そして、新たな「欧州社会権基軸(European Pillar of Social Rights)」の原則に沿って、飲料水指令の改正は、EU諸国が全ての人への安全な飲料水へのアクセスを改善し、脆弱で疎外されたグループのためのアクセスを確保する義務を含んでいる。

2. 飲料水水質基準の改正内容（例示）

（訳注）2018年2月1日に採択されたEU飲料水指令の改正案から、主なものを例示する。

①微生物学的パラメータ（Microbiological parameters）

新規項目の追加：濁度（1NTU未満）

（訳注）改正前の飲料水指令では、濁度は指標パラメータ（Indicator parameters）の一つで「消費者が許容し、異常がないこと」とされており、注書において「地表水処理の場合、浄水場出口においてパラメータ値である1.0NTUを超過しないように努めなければならない。」としている。

②化学的パラメータ（Chemical parameters）

パラメータ値の改正：鉛（10 μ g/lから5 μ g/lに強化）

（訳注）採択された改正案によれば、「この値は、遅くとも、この指令の発効後10年までに満たされなければならない。その日までの鉛のパラメータ値は10 μ g/lである。」としている。

③指標パラメータ（Indicator parameters）

全面削除

（訳注1）削除前の指標パラメータには、色度、pH、伝導率、鉄、マンガン、臭味、硬度などがある。

（訳注2）採択された改正案によれば、「指標パラメータを削除した理由は、指標パラメータは健康に関連するものではなく、むしろ消費者にとって関心のある情報（例えば、味、色、陰イオン、陽イオン）であるため」としている。そして、指標パラメータ及び関連パラメータ値に関する情報は、「附属書IV オンラインで公衆に提供される情報（ANNEX IV INFORMATION TO THE PUBLIC TO BE PROVIDED

ONLINE)」に含まれている。

④ 給水リスクアセスメントに関連するパラメータ (Parameters relevant for the domestic distribution risk assessment)

新たなパラメータであり、給水リスクアセスメントのもとで評価されるパラメータに関するものである。具体的にはレジオネラ (1 リットル当たり 1000 未満、単位 : Number/l) 及び鉛 ($5 \mu\text{g/l}$) である。

(訳注 1) 採択された改正案によれば、「給水システム (domestic distribution system) は、公共及び民間の土地建物において人の消費のために通常使用される蛇口と配水管網 (それが水道事業者の責任でない場合に限る) の間に設置される配管、継手及び器具を意味する。」としている。

(訳注 2) 採択された改正案によれば、「レジオネラについてパラメータ値 (1000 未満) が満たされない場合は、レジオネラ・ニューモフィラ (*Legionella pneumophila*) について再サンプリングをしなければならない。もし、レジオネラ・ニューモフィラが存在しなければ、レジオネラについてのパラメータ値は 10000 未満である。」としている。

(訳注 3) 採択された改正案によれば、「この値は、遅くとも、この指令の発効後 10 年までに満たされなければならない。その日までの鉛のパラメータ値は $10 \mu\text{g/l}$ である。」としている。

3. 改正飲料水指令第 13 条 : 人の消費を目的とした水へのアクセス

(Article 13 Access to water intended for human consumption)

(訳注) 新たな条項である。

1. 指令 2000/60 / EC (水枠組み指令 : Water Framework Directive) 第 9 条に影響を与えることなく、加盟国は、全ての人に対して人の消費を目的とした水へのアクセスを改善し、各加盟国の領域でその利用を促進するために必要なあらゆる措置を講じなければならない。これには、以下の全ての措置を含まなければならない。
 - (a) 人の消費を目的とした水へのアクセスがない人々及びアクセス欠如の理由 (脆弱で疎外化されたグループに所属するなど) を明らかにし、これらの人々に対してアクセスを改善する可能性を評価し、そして、配管網への接続の可能性及びそのような水にアクセスするための代替手段について周知すること。
 - (b) 公共スペースでの人の消費を目的とした水への自由なアクセスのための屋外及び屋内設備の設置及び維持
 - (c) 以下による人の消費を目的とした水の普及促進
 - (i) 人の消費を目的とした水の質について市民に知らせるキャンペーンを開始する。
 - (ii) 行政や公共の建物での人の消費を目的とした水の提供を奨励する。
 - (iii) レストラン、食堂、ケータリングサービスでの人の消費を目的とした水の無料提供を奨励する。
2. パラグラフ 1 (a) のもとで収集された情報に基づき、加盟国は、脆弱で疎外化された人々のために消費する水へのアクセスを確保するために必要なあらゆる措置を講じなければならない。これらのグループが人の消費を目的とした水へのアクセスを持たない場合、加盟国は、これらのグループが使用している水の質及びその水の汚染から生じる人の健康への悪影響を避けるために取ることができる行動について速やかに周知しなければならない。

4. 改正飲料水指令第 14 条 : 公衆への情報

(Article 14 Information to the public)

(訳注) 新たな条項である。

1. 加盟国は、附属書IVに従って、人の消費を目的とした水に関する十分かつ最新の情報が、給水された全ての人がオンラインで利用できるようにしなければならない。
2. 加盟国は、要求されることなく、最も適切な様式（例えば、請求書又はスマートアプリ）で、給水された全ての人が定期的に少なくとも年に一回、以下の情報を受け取ることができるようにしなければならない。
 - (a) 固定費及び変動費を含む、人の消費を目的とした水の 1 立方メートル当たりで課される料金の費用体系に関する情報。少なくとも、以下の要素に関連した費用を提示すること。
 - (i) 第 8 条 (5) に従って有害性評価の目的のために水道事業者によって講じられる措置
 - (ii) 人の消費を目的とした水の浄水処理及び配水
 - (iii) 下水の収集及び処理
 - (iv) 水道事業者が第 13 条に基づいて講ずべき措置を講じた場合は、そのような措置
 - (b) 人の消費を目的として供給された水の 1 リットル当たり及び 1 立方メートル当たりの料金
 - (c) 少なくとも年間又は料金請求期間で、世帯で消費された水量及び水消費の 1 年間の推移
 - (d) 同じカテゴリーの世帯の年間消費量及び平均消費量の比較
 - (e) 附属書 IV において定められた情報を含むウェブサイトへのリンク

欧州委員会は、第 1 項の下で提供される情報のフォーマット及び提示様式を指定する実施行為 (implementing acts) を採択することができる。

これらの実施行為は、第 20 条 (2) に規定する審査手続に従って採択されなければならない。

3. 本条の第 1 節及び第 2 節は、指令 2003/4 / EC (環境情報の入手に関する EU 指令) 及び指令 2007/2 / EC (空間情報インフラ構築に関する EU 指令) に影響を与えるものではない。

(文責) センター専務理事 安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー (第58号以降) は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h29.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。